

第32回八幡市農業委員会議事録

令和5年3月6日（月） 午後2時00分

八幡市役所分庁舎2階 会議室A

八幡市農業委員会長 長村 信幸

前書は令和5年3月6日開催の第32回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（長村 信幸） _____

署名委員（西村 伸一） _____

署名委員（古里 治彦） _____

案 件

議案第97号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第98号 非農地証明願承認の件
議案第99号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件
議案第100号 2アール未満の農業用施設の届出について
議案第101号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

報 告 合意解約通知書について
報 告 生産緑地のあっせん依頼について

出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
古里 治彦	猪飼 美和子	森田 正彦	西川 吉之
佐野 文昭	長村 信幸	前田 孝文	

欠 席

吉川 俊孝 関東 豊則 辻 典彦

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	高井 賢治
關西 保博	金谷 泰宏	堀口 雅智	小里 隆信

欠 席

事務局

小坂 富美子 梶浦 靖人 石原 毅之

議長 (長村会長) ただ今より、第32回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
 本日の、農業委員の出席は、11名出席ですので、本総会は、成立しております。
 本日の会期は午後2時から午後5時までとします。
 議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては議席番号4番 西村 伸一委員と議席番号6番 古里 治彦委員にお願いします。

議長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第97号 農地法第3条許可申請審議の件」を議題といたします。 それでは、事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読) 申請物件の所在 内里東山川、地目は田、面積642㎡ 譲渡人 ○○○○氏、○○○○氏 譲受人 ○○○○氏</p> <p>申請物件の所在 戸津露ノ花、地目は田、面積786㎡ 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 ○○○○氏 (法説明) 譲受人である○○○○氏、○○○○氏につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われまますので、許可要件は満たしているものと考えます。</p>
議長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興部会長	<p>ただ今の案件につきまして、2月28日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第97号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。</p>
議長	<p>次に「議案第98号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読) 願出物件の所在 八幡山田 地目は田、面積799㎡</p>

	<p>願出人 ○○○○氏 (説明) 本件につきましては、平成6年度より宅地及び雑種地として使用しているため非農地証明願いの承認については、問題がないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、2月27日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第98号 非農地証明願い承認の件」は、承認することといたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第99号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い承認の件(入口)」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読) 特例を受ける農地の所在 内里柳瀬 外1筆 被相続人 ○○○○氏 相続人 ○○○○氏 (説明) 本件相続人は、現在も農地を良好に管理されており、相続においても租税特別措置法に規定する適切な農地管理が見込まれる者であると思われまます。承認については、問題がないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件について農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、2月28日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第99号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い承認の件(入口)」につきましては、承認することといたします。</p>

議 長	<p>次に「議案第100号 2アール未満の農業用施設の届出について」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>届出物件所在 内里穴田、地目は田 面積4,871㎡の内197.54㎡ 届出人 ○○○○氏 (法説明) 本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する2アール未満の農業用施設であります。承認については、問題ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、2月27日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第100号 2アール未満の農業用施設の届出について」は承認することといたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第101号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局 説明) 議案書別紙の議案第101号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」をご覧ください。</p> <p>平成30年3月5日に制定いたしました、現行の指針につきまして、最終目標年を令和5年7月としているところです。 令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により本指針の作成は、努力義務から必須となり、また同時期に農業経営基盤強化促進法や農地法の改正があったことから、本市の指針の目標年度の更新及び、法の改正に伴う指針の見直し案を作成いたしました。 変更点といたしましては、2ページ以降にあります目標について、目標年次を長期的な目標として令和14年4月としたこと。 現状の数値を2020年農業センサスの数値に変更したこと。 また、目標数値につきましては、今年度春に作成しました「最適化活動の目標の設定等」に基づき設定をしたものでございます。 以上となりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>

議 長	ただ今の案件につきまして、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様のご意見をお伺いします。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第101号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は、承認することといたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>(事務局 報 告)</p> <p>「農地法第18条の6項の規定による合意解約通知書について」</p> <p>「生産緑地のあっせん依頼について」</p>
議 長	<p>最後に何かございませんか。</p> <p>無いようでございますので、これをもちまして、第32回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p>